

道の駅基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 西郷村まち・ひと・しごと総合戦略において、拠点づくり計画構想の一つである道の駅の設置計画を「まるごと西郷館」周辺エリアの国道289号沿線地域において計画するため、道の駅の機能である休憩施設・情報発信施設・地域振興施設・災害時の広域な防災拠点の道の駅を検討するに当たり、専門的見地から意見を聴取するため、「道の駅基本計画策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 道の駅基本計画策定に係る意見、提言等に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、40名以内をもって組織し、次に掲げる者の中から村長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他村長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から、道の駅基本計画策定の日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、西郷村企画財政課に置く。

- 2 事務局は、会議の庶務全般に関して執り行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、村長が定める。

附則

この要綱は、平成30年10月 1日から施行する。